

「タイムズビジネスカード会員利用規約」新旧対照表 ※下線部が変更箇所

タイムズ24株式会社  
改定日2016年5月1日

旧条文(改定前)	新条文(改定後)	
条文	1. タイムズ法人会員規約 2. タイムズ駐車場利用料金決済サービス規約	条文
タイムズビジネスカード会員利用規約	変更 1	タイムズ法人会員規約
なし	新設 2	タイムズ駐車場利用料金決済サービス規約
第1条(定義) 1. 本規約において、「会員」とは、本規約に同意した上で、所定の手続に従ってタイムズ24株式会社(以下「タイムズ24」といいます。)に対し入会の申込を行い、タイムズ24が入会を承認した法人及びそれに準ずる者を言います。	新設 1	第1条(タイムズ法人会員) タイムズ24株式会社(以下「当社」といいます)が、当社が運営する法人向け会員サービス(以下「本サービス」といいます)に、本規約を承認のうえ入会申込みをした法人又はそれに準ずる団体(以下総称して「法人」といいます)のうち、当社が入会を承認した法人をタイムズ法人会員(以下「会員」といいます)とします。
第1条(定義) 1. 本規約において、「会員」とは、本規約に同意した上で、所定の手続に従ってタイムズ24株式会社(以下「タイムズ24」といいます。)に対し入会の申込を行い、タイムズ24が入会を承認した法人及びそれに準ずる者を言います。	新設 2	第1条(定義) 1. タイムズ駐車場利用料金決済サービス(以下「本サービス」といいます。)とは、タイムズ24株式会社(以下「タイムズ24」といいます。)タイムズ24の運営あるいは管理する駐車場(以下、単に「駐車場」といいます。)の駐車料金等の支払手続を簡略化するための本規約に基づくサービスをいいます。
第1条(定義) 2. 本規約において「タイムズビジネスカード」とは、タイムズ24が会員に対し作成・交付し、会員がこのカードを利用することにより、タイムズ24の運営あるいは管理する駐車場(以下、単に「駐車場」といいます。)の駐車料金等の支払手続を簡略化するサービス(以下「本サービス」といいます。)を受けられるカードのことを言います。タイムズビジネスカードは、パーク24グループの法人会員専用複合カードであるタイムズビジネスカードとし、パーク24グループの提供するサービスのうち、タイムズビジネスカードにて利用可能なサービスについては、その提供を希望し、当該サービスの運営者が承諾した会員のみ利用することができます。	変更 2	第1条(定義) 2. 本規約において、「 <u>会員</u> 」とは、 <u>本規約に同意した上で、所定の手続に従ってタイムズ24に対し、タイムズ24が別途定める「タイムズ法人会員規約」に基づきタイムズ法人会員の入会申込を行った法人又はそれに準ずる団体のうち、タイムズ法人会員登録が承認され、かつ、タイムズ24が本サービスの利用を承認した者をいいます。</u>
第1条(定義) 2. 本規約において「タイムズビジネスカード」とは、タイムズ24が会員に対し作成・交付し、会員がこのカードを利用することにより、タイムズ24の運営あるいは管理する駐車場(以下、単に「駐車場」といいます。)の駐車料金等の支払手続を簡略化するサービス(以下「本サービス」といいます。)を受けられるカードのことを言います。タイムズビジネスカードは、パーク24グループの法人会員専用複合カードであるタイムズビジネスカードとし、パーク24グループの提供するサービスのうち、タイムズビジネスカードにて利用可能なサービスについては、その提供を希望し、当該サービスの運営者が承諾した会員のみ利用することができます。	追加変更 1	第4条(タイムズビジネスカードの貸与と取扱い) <u>1. 当社は、会員番号等(以下「カード情報」といいます)が印字されたタイムズビジネスカード(以下「カード」といいます)を発行し、会員に貸与します。</u> <u>2. 会員は、利用者に対し、カードを貸与して使用させることができます。なお、利用者への貸与にあたり、会員は、利用者に対して本規約の内容を周知し、その承諾を得るものとします。</u> <u>3. カード及びカード情報は、会員以外使用できないものとします。カードが使用された場合、当社は、会員がカードの使用を認めた利用者がカードを使用したものとみなします。また、会員及び利用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も第19条第1項の届出事項の確認(以下「取引時確認」といいます)手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</u> <u>4. カードの所有権は、当社に帰属します。会員及び利用者は、第三者にカードを貸与・譲渡・質入・寄託又はカード情報を預託せず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を第三者に使用させ又は使用のために占有を移転させないものとします。</u>
第1条(定義) 3. 会員は、会員がタイムズビジネスカードにて利用可能なパーク24グループの提供するサービスのうち、その提供を希望し、当該サービスの運営者が承諾したサービス(以下「利用サービス」といいます。)に関する規約、約款に定める会員資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスに係る会員資格を停止又は取消された場合、本サービス及び他の利用サービスについても、会員資格を停止又は取消されるものとします。なお、会員資格の取消となった場合、会員は、パーク24グループに対し、タイムズビジネスカードを返却するものとします。	追加変更 1	第4条(タイムズビジネスカードの貸与と取扱い) <u>5. カード及びカード情報の使用、管理に際して、会員又は利用者が前3項に違反し、その違反に起因してカード及びカード情報が不正に利用された場合、会員は、本規約に基づきそのカードによる第7条所定の各種サービス利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。</u> <u>6. 会員は、カードの発行にあたり、当社所定のカード発行手数料を当社に支払うものとします。</u>
第2条(本規約の範囲及び変更) 2. タイムズ24は、会員の事前の承認なしに、本条第3項に定める方法により、本規約を変更することがあります。 3. 本規約の変更は、変更内容を第21条記載のホームページ(以下「本ホームページ」といいます。)に掲載する方法により会員に告知することにより行うものとします。 4. 前項に基づく本規約の変更は、変更内容を本ホームページに掲載した時点で効力を生ずるものとします。	変更 1	第22条(規約の変更、承認) 1. <u>当社は、会員の事前の承認なしに、次項に定める方法により、本規約を変更することがあります。</u> 2. 本規約の変更は、 <u>変更内容を第20条第5項記載のホームページ(以下「本ホームページ」といいます。)に掲載する方法により会員に告知することにより行うものとします。</u> 3. 前項に基づく本規約の変更は、 <u>変更内容を本ホームページに掲載した時点で効力を生ずるものとします。</u>

<p>第2条(本規約の範囲及び変更) 2. タイムズ24は、会員の事前の承認なしに、本条第3項に定める方法により、本規約を変更することがあります。 3. 本規約の変更は、変更内容を第21条記載のホームページ(以下「本ホームページ」といいます。)に掲載する方法により会員に告知することにより行うものとします。 4. 前項に基づく本規約の変更は、変更内容を本ホームページに掲載した時点で効力を生ずるものとします。</p>	追加変更	2	<p>第17条(本規約の変更) 1. タイムズ24は、会員の事前の承認なしに、<b>第2項</b>に定める方法により、本規約を変更することがあります。 2. 本規約の変更は、変更内容を<b>本ホームページ</b>に掲載する方法により会員に告知することにより行うものとします。 3. 前項に基づく本規約の変更は、変更内容を本ホームページに掲載した時点で効力を生ずるものとします。</p>
<p>第3条(会員資格の有効期間) 本入会契約に基づく会員資格の有効期間は、入会承認後1年間とします。但し、期間満了の3か月前迄に双方当事者から別段の意思表示がなされない限り、本入会契約は1年間、自動的に更新されるものと、以後も同様とします。</p>	削除		
<p>第4条(会員登録) 1. 会員登録手続及び保証金の取扱いは、以下の通りとします (1)利用申込書の提出 会員登録を希望する法人は、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、同申込書をタイムズ24が別途指定する方法によって提出しなければなりません。なお当該会員登録希望者は、利用申込書において、カード管理担当者(以下「カード管理担当者」といいます。)を指定するものとします。</p>	変更	1	<p>第2条(会員登録) 1. 会員登録手続は以下の通りとします。 (1)利用申込書の提出 会員登録を希望する法人は、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、同申込書を<b>当社</b>が別途指定する方法によって提出しなければなりません。なお当該会員登録希望者は、利用申込書において<b>担当者</b>(以下「<b>管理担当者</b>」)を指定するものとします。</p>
<p>第4条(会員登録)1. (2)審査、登録手続 前号の申込を受けた場合、タイムズ24は、所定の審査を行った上で、タイムズ24が適当と判断した法人を会員として登録し、同登録を行った会員のカード管理担当者に対し、必要な枚数のタイムズビジネスカードを交付し貸与します。</p>	変更	1	<p>第2条(会員登録) (2)審査、登録手続 前号の申込を受けた場合、<b>当社</b>は、所定の審査を行った上で、<b>当社</b>が適当と判断した法人を会員として登録します。</p>
<p>第4条(会員登録)1. (3)保証金 タイムズ24は、会員登録希望者に対し、駐車料金支払債務の担保のために、タイムズ24が指定する相当額の金銭を、保証金としてタイムズ24へ預託するよう請求できるものとします。なお、保証金の預託を行った会員が、駐車料金その他タイムズ24に対する債務の支払を遅延した場合、タイムズ24は、いつでも同保証金を会員のタイムズ24に対する債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、会員は、タイムズ24からの請求により、追加保証金を預託しなければなりません。また、タイムズ24は、会員に対して、必要に応じて、預託保証金の増額を請求できるものとします。</p>	変更	2	<p>第4条(<b>保証金</b>) 1. タイムズ24は、<b>本サービス</b>の利用希望者に対し、駐車料金支払債務の担保のために、タイムズ24が指定する相当額の金銭を、保証金としてタイムズ24へ預託するよう請求できるものとします。なお、保証金の預託を行った会員が、駐車料金その他タイムズ24に対する債務の支払を遅延した場合、タイムズ24は、いつでも同保証金を会員のタイムズ24に対する債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、会員は、タイムズ24からの請求により、追加保証金を預託しなければなりません。また、タイムズ24は、会員に対して、必要に応じて、預託保証金の増額を請求できるものとします。</p>
<p>第4条(会員登録)1. (4)会員は、前号の保証金をタイムズ24に対する債務の弁済に充当するよう主張することはできません。また、会員は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、またはこれを担保の用に供してはなりません。</p>	変更	2	<p>第4条(<b>保証金</b>) 2. 会員は、前号の保証金をタイムズ24に対する債務の弁済に充当するよう主張することはできません。また、会員は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはなりません。</p>
<p>第4条(会員登録)1. (5)保証金の返還 本項第(3)号の保証金は、本入会契約が終了し、会員がタイムズ24に対して支払うべき債務を精算した後、なお余剰があれば、無利息にて会員に返還されるものとします。</p>	削除	2	削除
<p>第4条(会員登録)1. (6)第3条(保証金の充当) 本項第(3)号の保証金は、当該会員が利用サービスにおいて、パーク24グループとの間に発生する全ての債務の担保として取り扱い、会員がパーク24グループとの間に発生する債務のうちいずれか一つでも支払を遅延した場合、パーク24グループは、いつでも保証金を当該債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、会員は、パーク24グループからの請求により、追加保証金を預託しなければなりません。また、パーク24グループは、会員に対して、必要に応じて、預託保証金の増額を請求できるものとします。</p>	変更	2	<p>第4条(<b>保証金</b>) 3. 保証金は、<b>タイムズ法人会員規約に定める各種サービス</b>に関して、発生する<b>会員の全ての債務</b>の担保として取り扱い、会員が<b>当該各種サービスに関して</b>発生する債務のうちいずれか一つでも支払を遅延した場合、<b>タイムズ24</b>は、いつでも保証金を当該債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、会員は、<b>タイムズ24</b>からの請求により、追加保証金を預託しなければなりません。また、<b>タイムズ24</b>は、会員に対して、必要に応じて、預託保証金の増額を請求できるものとします。</p>
<p>第4条(会員登録)1. (7)会員は、保証金をパーク24グループに対する債務の弁済に充当するよう主張することはできません。また、会員は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、またはこれを担保の用に供してはなりません。</p>	変更	2	<p>第4条(<b>保証金</b>) 4. 会員は、保証金を<b>前項の各種サービスに関する</b>債務の弁済に充当するよう主張することはできません。また、会員は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはなりません。</p>
<p>第4条(会員登録)1. (8)保証金は、全ての利用サービスに関する契約が終了し、会員がパーク24グループに対して支払うべき債務を精算した後、なお余剰があれば、無利息にて会員に返還されるものとします</p>	変更	2	<p>第4条(<b>保証金</b>) 5. 保証金は、<b>タイムズ法人会員向けサービスより退会し又は会員資格取消となり</b>、会員が<b>第3項の各種サービスに関して</b>支払うべき債務を精算した後、なお余剰があれば、無利息にて会員に返還されるものとします。</p>
<p>第4条(会員登録) 2. タイムズ24は、会員登録希望者が下記のいずれかに該当する場合には、会員登録を認めない場合があります。なおタイムズ24は、会員登録が認められなかった理由についての照会には、一切応じません。 (1)本規約違反等の理由により、過去に会員資格の停止処分又は抹消処分を受けた場合 (2)第4条所定の申込書に虚偽事項の記載を行なった場合 (3)第17条第1項の規定のいずれかに該当する場合 (4)前項第(3)号の保証金を預託せず、その他タイムズ24所定の契約条件を充足しない場合 (5)上記各号のほか、タイムズ24において、会員として登録するのが適当ではないと判断した場合</p>	変更	1	<p>第2条(会員登録) 2. <b>当社</b>は、会員登録希望者が下記のいずれかに該当する場合には、会員登録を認めない場合があります。なお、<b>当社</b>は、会員登録が認められなかった理由についての照会には、一切応じません。 (1)本規約違反等の理由により、過去に会員資格の停止処分又は抹消処分を受けた場合 (2)前項<b>第1号</b>所定の<b>利用</b>申込書に虚偽事項の記載を行なった場合 (3)<b>第13条</b>又は<b>第14条</b>の規定のいずれかに該当する場合 (4)<b>第5条</b>所定の<b>各種サービスを提供することについて</b>、各サービスの運営会社<b>である当社又は当社の提携会社</b>が適切ではないと判断した場合 (5)上記各号のほか、<b>当社</b>において、会員として登録するのが適当ではないと判断した場合</p>

第4条(会員登録) 3. 会員は、登録の際に申告した情報に変更(カード管理担当者の変更を含みます。)が生じた場合、速やかにタイムズ24へ変更内容の通知を行うものとします。	変更	1	第2条(会員登録) 3. 会員は、登録の際に申告した情報に変更(管理担当者の変更を含みます)が生じた場合、速やかに当社へ変更内容の通知を行うものとします。
第5条(タイムズビジネスカードの利用者の範囲) 1. 会員によるタイムズビジネスカードの利用は、会員に所属する役員及び従業員のうち、カード管理担当者が認めた者(以下「利用者」といいます。)に限るものとします。 2. 利用者は、タイムズ24が指定する駐車場における駐車料金支払の際に、タイムズビジネスカードを精算機に挿入し、駐車車両を駐車場から出庫することができます。駐車料金については、第10条の定めに従い決済します。 3. 前項のタイムズビジネスカード利用時に領収書が発行された場合、同領収書は、駐車料金支払の事実を証する文書足り得ないものとします。	変更	1	第3条(本サービスの利用者の範囲) 1. 会員による、第4条所定のカード及び第5条所定の各種サービスの利用者は、会員に所属する役員及び従業員のうち、管理担当者が認めた者(以下「利用者」といいます。)に限るものとします。 2. 会員は、第4条所定のカード及び第5条所定の各種サービスを、法人としての事業に関連する用途でのみ利用できるものとし、個人の私用目的で利用し、又は利用させてはならないものとします。 3. 前項の規定にかかわらず、会員は、自らに所属する利用者が第4条所定のカード及び第5条所定の各種サービスを私用目的で利用した場合においても、その利用に伴って発生する代金の支払義務を免れないことを確認します。
第5条(タイムズビジネスカードの利用者の範囲) 1. 会員によるタイムズビジネスカードの利用は、会員に所属する役員及び従業員のうち、カード管理担当者が認めた者(以下「利用者」といいます。)に限るものとします。 2. 利用者は、タイムズ24が指定する駐車場における駐車料金支払の際に、タイムズビジネスカードを精算機に挿入し、駐車車両を駐車場から出庫することができます。駐車料金については、第10条の定めに従い決済します。 3. 前項のタイムズビジネスカード利用時に領収書が発行された場合、同領収書は、駐車料金支払の事実を証する文書足り得ないものとします。 4. 利用者は、タイムズビジネスカードを、タイムズ24が別に指定する商品の購入又はサービスの利用の際にも使用できるものとします。 5. 会員は、タイムズビジネスカードを、法人としての事業に関連する用途でのみ利用できるものとし、個人の私用目的で利用し、または利用させてはならないものとします。 6. 前項の規定にかかわらず、会員は、自らに所属する利用者がタイムズビジネスカードを私用目的で利用した場合においても、タイムズ24に対する代金の支払義務を免れないことを確認します。	変更	1	第5条(各種サービスの利用) 1. 会員又は利用者は、当社又は当社の提携会社が提供するサービス及び特典(以下「各種サービス」といいます)の提供を受けることができます。 2. 提供を受けるサービスの種類及びその内容は、当社又は当社の提携会社が別途定めるものとし、会員は、第2条第1項に基づく本サービスの会員登録申込時に、利用を希望するカードサービスを申し出るものとします。 3. 会員又は利用者は、各種サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、当該規約に従わない場合、カード及び各種サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。 4. 会員又は利用者は、当社又は当社の提携会社が必要と認めた場合には、当社又は当社の提携会社が各種サービスの内容の全部又は一部を変更又は停止することを予め承諾します。 5. 会員又は利用者は、第12条に定める退会をした場合、又は第13条に定める会員資格の取消をされた場合、各種サービス(会員資格取消前又は退会前に取得済みの特典を含みます)を利用する権利を喪失するものとします。
第5条(タイムズビジネスカードの利用者の範囲) 1. 会員によるタイムズビジネスカードの利用は、会員に所属する役員及び従業員のうち、カード管理担当者が認めた者(以下「利用者」といいます。)に限るものとします。 3. 前項のタイムズビジネスカード利用時に領収書が発行された場合、同領収書は、駐車料金支払の事実を証する文書足り得ないものとします。 4. 利用者は、タイムズビジネスカードを、タイムズ24が別に指定する商品の購入又はサービスの利用の際にも使用できるものとします。 5. 会員は、タイムズビジネスカードを、法人としての事業に関連する用途でのみ利用できるものとし、個人の私用目的で利用し、または利用させてはならないものとします。 6. 前項の規定にかかわらず、会員は、自らに所属する利用者がタイムズビジネスカードを私用目的で利用した場合においても、タイムズ24に対する代金の支払義務を免れないことを確認します。	変更	2	第2条(本サービスの利用) 1. 会員による本サービスの利用は、会員に所属する役員及び従業員のうち、タイムズ法人会員入会時又は入会後にタイムズ24が認めた者(以下「利用者」といいます。)に限るものとします。 3. 会員は、駐車場料金精算時にタイムズビジネスカードを利用した場合、タイムズビジネスカード所定の方法にて利用料金を支払うものとします。なお、会員が、所定の支払期日までに駐車料金の支払を行わない場合は、支払期日の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、その支払金額に対して年利14.6%の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとします。 4. 前項のタイムズビジネスカード利用時に領収書が発行された場合、同領収書は、駐車料金支払の事実を証する文書たり得ないものとします。 5. 会員は、本サービスを、法人としての事業に関連する用途でのみ利用できるものとし、個人の私用目的で利用し、又は利用させてはならないものとします。 6. 前項の規定にかかわらず、会員は、自らに所属する利用者が本サービスを私用目的で利用した場合においても、タイムズ24に対する代金の支払義務を免れないことを確認します。
第5条(タイムズビジネスカードの利用者の範囲) 2. 利用者は、タイムズ24が指定する駐車場における駐車料金支払の際に、タイムズビジネスカードを精算機に挿入し、駐車車両を駐車場から出庫することができます。駐車料金については、第10条の定めに従い決済します。	変更	2	第2条(本サービスの利用) 2. 利用者は、タイムズ24が指定する駐車場における駐車料金支払の際に、タイムズビジネスカードを精算機に挿入し、駐車車両を駐車場から出庫することができます。
第6条(タイムズビジネスカードの利用限度額) タイムズビジネスカードの利用限度額(タイムズビジネスカード利用代金の未決済残高の上限金額)は、タイムズ24が個別に定め、会員に通知するものとします。但し、タイムズ24が必要と認めた場合は、利用限度額を増額又は減額できるものとします。	変更	2	第3条(利用限度額) 本サービスの利用限度額(タイムズビジネスカードを利用した駐車場料金の未決済残高の上限金額)は、タイムズ24が個別に定め、会員に通知するものとします。但し、タイムズ24が必要と認めた場合は、利用限度額を増額又は減額できるものとします。
第6条(タイムズビジネスカードの利用限度額) タイムズビジネスカードの利用限度額(タイムズビジネスカード利用代金の未決済残高の上限金額)は、タイムズ24が個別に定め、会員に通知するものとします。但し、タイムズ24が必要と認めた場合は、利用限度額を増額又は減額できるものとします。	追加	1	第6条(カード利用枠) 1. 会員の各種サービスの利用代金(以下「サービス利用代金」といいます)の未決済残高の上限金額(以下「カード利用枠」といいます)は、当社又は当社の提携会社が所定の方法に基づき個別に定め、会員に通知するものとします。 2. カード利用枠は、カード利用代金等当社及び当社の提携会社に対する債務の履行状況、カードの利用状況及び信用状況に応じて審査のうえ当社又は当社の提携会社が必要と認めた場合には、これを増減額できるものとします。

<p>第7条(eタイムズレポートの利用)</p> <p>1. タイムズ24は会員に対し、利用明細情報をインターネット上で閲覧、ダウンロードできるサービス(以下「eタイムズレポート」といいます)を提供するものとし、会員登録を行った会員のカード管理担当者に対し、eタイムズレポートを利用するために必要なID及びパスワードを付与します。</p> <p>2. 前項に基づき付与されたID及びパスワードの管理、利用については会員が責任を負い、ID及びパスワードの紛失又は漏洩等により、タイムズ24が損害を被った場合には、会員は当該損害を賠償する責を負います。なお、ID及びパスワードを紛失した場合は、eタイムズレポートを利用するにあたり、タイムズ24所定の再発行の手続きが必要となります。</p> <p>3. eタイムズレポートの利用に際して、ID及びパスワードの入力が3回連続して不正確になされた時点において、当該IDとパスワードは自動的に使用できなくなります。その場合においては、タイムズ24所定の手続きが必要となります。</p> <p>4. 会員は、eタイムズレポートを利用するにあたり、必要な通信機器等を会員の費用負担において準備し、通信機器の不備などによる障害等について、タイムズ24は一切のサポートを行いません。</p> <p>5. 会員がタイムズビジネスカードを解約したとき、又は解除されたときは、eタイムズレポート提供についても同時に終了します。</p> <p>6. タイムズ24が必要と認めるときは、タイムズ24は予め又は事後に会員に通知することにより、いつでもeタイムズレポートの停止又は廃止を行うことができます。なおその場合、タイムズ24のホームページに掲載する方法で会員に通知を行います。</p>	変更	2	<p>第5条(eタイムズレポートの利用)</p> <p>1. タイムズ24は会員に対し、利用明細情報をインターネット上で閲覧、ダウンロードできるサービス(以下「eタイムズレポート」といいます)を提供するものとし、会員登録を行った会員の<b>管理担当者</b>に対し、eタイムズレポートを利用するために必要なID及びパスワードを付与します。</p> <p>2. 前項に基づき付与されたID及びパスワードの管理、利用については会員が責任を負い、ID及びパスワードの紛失又は漏洩等により、タイムズ24が損害を被った場合には、会員は当該損害を賠償する責を負います。なお、ID及びパスワードを紛失した場合は、eタイムズレポートを利用するにあたり、タイムズ24所定の再発行の手続きが必要となります。</p> <p>3. eタイムズレポートの利用に際して、ID及びパスワードの入力が3回連続して不正確になされた時点において、当該IDとパスワードは自動的に使用できなくなります。その場合においては、タイムズ24所定の手続きが必要となります。</p> <p>4. 会員は、eタイムズレポートを利用するにあたり、必要な通信機器等を会員の費用負担において準備し、通信機器の不備などによる障害等について、タイムズ24は一切のサポートを行いません。</p> <p>5. 会員が本サービスの<b>利用を終了し、又は本サービスの利用資格の停止・取消</b>となったとき、又は解除されたときは、eタイムズレポートの提供についても同時に終了します。</p> <p>6. タイムズ24が必要と認めるときは、タイムズ24は予め又は事後に会員に通知することにより、いつでもeタイムズレポートの停止又は廃止を行うことができます。なおその場合、<b>第6条第5項所定</b>のホームページに掲載する方法で会員に通知を行います。</p>
<p>第8条(タイムズビジネスカードの管理)</p> <p>1. タイムズビジネスカードは、<b>カード管理担当者</b>が責任をもってその管理を行うものとし、</p> <p>2. 会員は、タイムズビジネスカードの管理の不振又はその不正使用により、タイムズ24、他の会員またはその他の第三者に生じた損害に関し、一切の責任を負うものとし、</p> <p>3. 会員は、タイムズビジネスカードの譲渡、名義変更、売買、貸与等の行為を行ってはなりません。</p> <p>4. 会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合又はその虞があることを知った場合には、その旨を所定の様式に基づいて直ちにタイムズ24に通知しなければならないものとし、この場合、タイムズ24より特段の指示があれば、その指示に従って適切な措置を講じなければならないものとし、</p> <p>(1)会員の都合によりカード機能を停止又は制限しようとする場合</p> <p>(2)タイムズビジネスカードを盗まれ、又は紛失した場合</p> <p>(3)タイムズビジネスカードが第三者に不正に取得された場合、又は不正に使用された場合</p> <p>5. タイムズ24は、前項の事由により会員に発生した損害について一切責任を負わないものとし、</p>	変更	1	<p>第17条(<b>紛失・盗難・偽造</b>)</p> <p>1. <b>カード</b>は、<b>管理担当者</b>が責任をもってその管理を行うものとし、<b>カードの譲渡、名義変更、売買、貸与等の行為を行ってはなりません。</b></p> <p>2. <b>カード</b>又は<b>カード情報</b>が<b>紛失・盗難・詐取・横領等</b>(以下まとめて「<b>紛失・盗難等</b>」)により他人に不正利用された場合、会員は、本規約<b>及び各種サービスに係る規約又は約款</b>に基づきその利用代金について全て支払いの責を負うものとし、</p> <p>3. 会員及び利用者は、<b>カード又はカード情報が紛失・盗難等</b>にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄の警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとし、但し、当社が適当と認められた場合には、当社への電話での連絡により届け出することもできます。</p> <p>4. 偽造カードの使用に係る<b>サービス</b>利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとし、この場合、会員又は使用者は、被害状況等の調査に協力するものとし、</p> <p>5. 前項の定めにかかわらず、偽造カードの作出又は使用について会員又は利用者に故意又は過失があるときは、その偽造カードの利用代金については<b>会員が支払いの責を負うものとし、</b></p> <p>6. 当社は、カードが第三者によって拾得される等、当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の判断でカードを無効登録できるものとし、会員及び利用者はこれをあらかじめ承諾するものとし、</p>
<p>第9条(会員情報の取扱い) 1.</p> <p>(2)パーク24グループおよびパーク24グループの提携先が取り扱う商品、サービス、特典その他おすすめ情報等のご案内のため(ダイレクトメール、メールマガジン、窓口におけるご案内など)</p> <p>(3)パーク24グループおよびパーク24グループの提携先が取り扱う商品、サービス等に関するマーケティング活動のため(アンケート調査、キャンペーン、プレゼント発送、購買分析など)</p>	変更	2	<p>第6条(会員情報の取扱い)</p> <p>(2) <b>第2項第2号所定の</b>パーク24グループ<b>各社</b>及びパーク24グループの提携先が取り扱う商品、サービス、特典その他おすすめ情報等のご案内のため(ダイレクトメール、メールマガジン、窓口におけるご案内など)</p> <p>(3) <b>第2項第2号所定の</b>パーク24グループ<b>各社</b>及びパーク24グループの提携先が取り扱う商品、サービス等に関するマーケティング活動のため(アンケート調査、キャンペーン、プレゼント発送、購買分析など)</p>
<p>第9条(会員情報の取扱い) 2. (2)共同利用者の範囲 パーク24グループ各社(以下のホームページをご確認ください) <a href="http://www.park24.co.jp/company/group.html">http://www.park24.co.jp/company/group.html</a></p>	変更	2	<p>第6条(会員情報の取扱い) 2. (2)共同利用者の範囲 パーク24グループ各社(以下のホームページをご確認ください。<b>なお、海外法人は除きます。</b>)</p>
<p>第10条(代金の決済方法)</p> <p>1. タイムズビジネスカードを利用した駐車料金については、本サービス入会の申込書において別途定める方法により、原則として口座振替の方法により支払うものとし、</p> <p>2. 会員は、タイムズ24に対して、タイムズビジネスカードに関する事務手数料として、別途定める料金を毎月支払うものとし、</p> <p>3. タイムズ24は、会員に対し、原則として請求書1通を発行します。会員が、合理的事由に基づいて2通以上の請求書への分割発行または利用明細を希望する場合は、タイムズ24は追加料金を徴収するものとし、</p>	追加変更	1	<p>第8条(<b>代金決済</b>)</p> <p>1. 会員のカード利用代金等、本規約に基づく一切の債務は、原則として会員の預金口座からの口座振替の方法により支払うものとし、但し、当社が適当又は必要と認められた会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法により支払う等、当社が別途定めた方法により支払うものとし、</p> <p>2. 会員が当社に支払う債務の支払期日は、当月分について<b>翌月27日</b>とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日とします。</p> <p>3. 会員の金融機関口座の残高不足等により、当社に支払うべき債務の口座振替、引落とし又は自動払込みができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、支払期日以降の任意の日において、会員が当社に対して支払うべき債務の一部又は全部につき口座振替、引落とし又は自動払込みができるものとし、</p> <p>4. 会員は、前項の支払期日以降において、その一部又は全部につき当社に支払うべき債務の口座振替、引落とし又は自動払込みにかかる費用(以下「再振替等にかかる費用」といいます)を負担するものとし、なお、再振替等にかかる費用は、当社が別途定める額とします。</p> <p>5. 当社は、会員の毎月の支払額について、会員が届け出た住所へ<b>利用代金明細書又は請求明細書</b>を送付することにより通知します。会員が通知を受けた<b>後7日</b>以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、利用代金明細書又は請求明細書の内容について承認したものとみなします。<b>また、利用代金明細書又は請求明細書の送付はホームページ上で閲覧、ダウンロードできるサービスを提供することで代えることができるものとします。</b></p> <p><b>6. 利用する各種サービスの規約等に、別途代金決済に関する定めがある場合には、当該サービスの決済に限り、当該サービスの規約に定める決済方法の適用を優先するものとします。</b></p>

<p>第10条(代金の決済方法)</p> <p>4. 会員が、所定の支払期日までに駐車料金その他タイムズ24に対する債務の支払を行わない場合は、支払期日の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、その支払金額に対して年利14.6%の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとします。また、この場合、会員は、下記の費用の実費についても負担するものとします。</p> <p>(1)会員都合による口座振替不能の場合の再請求費用  (2)会員都合による訪問集金費用  (3)会員の債務の請求にかかる公正証書の作成費用  (4)会員に対する書面による催告費用</p>	変更	1	<p>第15条(遅延損害金)</p> <p>会員は、<b>当社</b>に対する支払いを遅延した場合は、支払い期日の翌日から支払の日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務元金に対し<b>期限の利益喪失の日から完済の日</b>まで、年14.6%を乗じ<b>年365日(閏年は年366日)</b>で日割り計算した額の遅延損害金を支払うものとします。</p>
<p>第11条(会員の禁止事項)</p> <p>タイムズ24は、会員がタイムズビジネスカードを利用するに当たり、次の行為を禁止します。</p>	変更	2	<p>第8条(会員の禁止事項)</p> <p>タイムズ24は、会員が<b>本サービス</b>を利用するに当たり、次の行為を禁止します。</p>
<p>第12条(付加サービス)</p> <p>会員に交付したタイムズビジネスカードが紛失し又は盗難にあった場合、会員がタイムズ24に直ちに通知することにより、タイムズ24への通知受付時点の60日前から10日後の間に不正に使用された駐車料金は、10万円を上限として、タイムズ24が加入する保険にてまかなうものとします。</p>	変更	1	<p>第17条(紛失・盗難・偽造)</p> <p>3. 会員<b>及び</b>利用者<b>利用者</b>は、カード<b>又は</b>カード情報が紛失・盗難等にあった場合、速やかにその旨を<b>当社</b>に通知し、<b>最寄の警察署に届け出る</b>とともに、書面による所定の届けを<b>当社</b>に提出するものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届け出することもできます。</p>
<p>第13条(本サービスの中断・停止および内容の変更等)</p> <p>1. タイムズ24は、以下のいずれかの事由が生じたときは、会員への事前の通知又は承諾を要することなく本サービスの全部または一部の一時的な中断または停止を行います。</p> <p>(1)本サービスに係る通信設備、システム、ソフトウェア等の保守を緊急に行う必要があるとき  (2)電気通信事業者からの役務が提供されないとき  (3)火災又は停電等が発生し、本サービスの提供ができないとき  (4)天災地変により本サービスの提供ができないとき  (5)人為的災害(戦争・暴動・騒乱・労働争議等)により本サービスの提供ができないとき  (6)タイムズビジネスカード使用時にトラブルが発生した場合で、トラブル復旧対応において利用者の会員確認ができないとき  (7)システムに負荷が集中したとき、またはセキュリティ上の問題があると当社が判断したとき  (8)その他、タイムズ24が必要と判断したとき</p> <p>2. タイムズ24は、提供する本サービスの内容の全部または一部について、会員の承諾なしに変更、追加または削除(中止)をすることができるものとします。</p> <p>3. 本条第1項に掲げる事態が発生し、会員に損害が発生した場合においても、タイムズ24は、会員に対し、何らの責任をも負わないものとします。</p>	変更	1	<p>第22条(規約の変更、承認)</p> <p>1. 当社は、会員の事前の承認なしに、次項に定める方法により、本規約を変更することがあります。  2. 本規約の変更は、変更内容を<b>第20条第5項所定</b>のホームページ(以下「本ホームページ」といいます。)に掲載する方法で会員に告知することにより行うものとします。  3. 前項に基づく本規約の変更は、変更内容を本ホームページに掲載した時点で効力を生ずるものとします。</p>
<p>第13条(本サービスの中断・停止および内容の変更等)</p> <p>1. タイムズ24は、以下のいずれかの事由が生じたときは、会員への事前の通知又は承諾を要することなく本サービスの全部または一部の一時的な中断または停止を行います。</p> <p>(1)本サービスに係る通信設備、システム、ソフトウェア等の保守を緊急に行う必要があるとき  (2)電気通信事業者からの役務が提供されないとき  (3)火災又は停電等が発生し、本サービスの提供ができないとき  (4)天災地変により本サービスの提供ができないとき  (5)人為的災害(戦争・暴動・騒乱・労働争議等)により本サービスの提供ができないとき  (6)タイムズビジネスカード使用時にトラブルが発生した場合で、トラブル復旧対応において利用者の会員確認ができないとき  (7)システムに負荷が集中したとき、またはセキュリティ上の問題があると当社が判断したとき  (8)その他、タイムズ24が必要と判断したとき</p> <p>2. タイムズ24は、提供する本サービスの内容の全部または一部について、会員の承諾なしに変更、追加または削除(中止)をすることができるものとします。</p> <p>3. 本条第1項に掲げる事態が発生し、会員に損害が発生した場合においても、タイムズ24は、会員に対し、何らの責任をも負わないものとします。</p>	変更	2	<p>第9条(本サービスの中断・停止及び内容の変更等)</p> <p>1. タイムズ24は、以下のいずれかの事由が生じたときは、会員への事前の通知又は承諾を要することなく本サービスの全部<b>又は</b>一部の一時的な中断<b>又は</b>停止を行います。</p> <p>(1)本サービスに係る通信設備、システム、ソフトウェア等の保守を緊急に行う必要があるとき  (2)電気通信事業者からの役務が提供されないとき  (3)火災又は停電等が発生し、本サービスの提供ができないとき  (4)天災地変により本サービスの提供ができないとき  (5)人為的災害(戦争・暴動・騒乱・労働争議等)により本サービスの提供ができないとき  (6)<b>本サービス利用時</b>にトラブルが発生した場合で、トラブル復旧対応において利用者の会員確認ができないとき  (7)システムに負荷が集中したとき、<b>又は</b>セキュリティ上の問題があると当社が判断したとき  (8)その他、タイムズ24が必要と判断したとき</p> <p>2. タイムズ24は、提供する本サービスの内容の全部<b>又は</b>一部について、会員の承諾なしに変更、追加<b>又は</b>削除(中止)をすることができるものとします。</p> <p>3. 本条第1項に掲げる事態が発生し、会員に損害が発生した場合においても、タイムズ24は、会員に対し、何らの責任をも負わないものとします。</p>
<p>第15条(著作権等の帰属)</p> <p>タイムズ24ホームページその他の媒体等に掲載する情報、デザイン等に関する著作権、商標権、肖像権その他の人格権又は知的財産権は、すべてタイムズ24またはその他の著作権者等正当な権利者に帰属するものとします。</p>	変更	2	<p>第11条(著作権等の帰属)</p> <p><b>本ホームページ</b>その他の媒体等に掲載する情報、デザイン等に関する著作権、商標権、肖像権その他の人格権<b>又は</b>知的財産権は、すべてタイムズ24<b>又は</b>その他の著作権者等正当な権利者に帰属するものとします。</p>
<p>第17条(会員資格の停止および資格の抹消)</p>	新設	1	<p>第13条(カード利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等)</p> <p>1. 当社は、会員又は利用者が、カード利用枠を超えた利用をした場合もしくはしようとした場合、カードの利用状況が不審な場合、又は延滞が発生するなど、カードの利用状況、カード利用代金の支払状況等によって、全カード又は一部のカードの利用をお断りすることがあります。  2. 当社は、カード及びカード情報の第三者による不正使用の可能性がある当社が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードの利用承認を保留し又はカードの利用をお断りすることがあります。  3. 会員又は利用者が本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他不審な場合は、当社は、当社の提携会社等を通じて、全カード又は一部のカードの利用を一時停止し、カードを回収することができるものとします。</p>

<p>第17条(会員資格の停止および資格の抹消) 1. タイムズ24は、会員が次の各号のいずれか1つに該当した場合、何らの催告を要せずに、会員資格の停止または会員資格の抹消を行うことができるものとします。会員資格の停止または抹消を行った場合、タイムズ24は、第20条の規定に従って、その旨を会員に通知します。なお、会員資格が取消となった場合、会員は、パーク24グループに対し、タイムズビジネスカードを返却するものとします。</p>	<p>変更</p>	<p>1</p>	<p>第13条(カード利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等) 4. 会員又は利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、<b>当社は通知、催告なしに会員資格を取り消すことができるものとします。</b>会員資格を取消された場合、会員は<b>当社及び当社提携会社</b>に対する会員資格に基づく権利を喪失し、各種サービスが利用できなくなるものとします。</p>
<p>(1)入会申込内容又はその後のタイムズ24に対する届出若しくは登録内容に虚偽の事項があったとき (2)本規約のいずれかに違反したとき (3)会員のタイムズ24に対する債務の不履行があったとき (4)他の債務により差押・仮差押・仮処分・強制執行または競売の申立を受けたとき (5)破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算を申立て、又は第三者から破産の申立を受けたとき (6)解散を決議したとき (7)任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき (8)自ら振出し、引受を為し、又は保証を行った手形又は小切手が不渡りとなったとき (9)会員または利用者が、次の(i)から(vi)までのいずれかに該当したことが判明した場合 (i)暴力団(ii)暴力団員(iii)暴力団準構成員(iv)暴力団関係企業(v)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等(vi)その他前記(i)から(v)に準ずる者 (10)会員(当該法人の役員等を含む)または利用者が、自らまたは第三者を利用して、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する行為をした場合 (i)暴力的な要求行為(ii)法的な責任を超えた不当な要求行為(iii)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為(iv)風説を流布し、偽計を用いてタイムズ24の信用を毀損しまたは、タイムズ24の業務を妨害する行為(v)その他前記(i)から(iv)に準ずる行為 (11)本ホームページの情報を改ざん・不正利用し、その他運営を故意に妨害したとき (12)利用サービスに関する規約、約款に定める会員資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスに係る会員資格を停止又は取消されたとき (13)その他、事由のいかんを問わずタイムズ24が必要であると判断したとき</p>	<p>変更</p>	<p>1</p>	<p>(1)虚偽の申告をした場合 (2)本規約のいずれかに違反した場合 (3)各種サービスに関する規約等のいずれかに違反した場合 (4)各種サービスの会員資格の停止及び取消事由に該当した場合 (5)各種サービス利用料金等当社又は当社の提携会社に対する債務の履行を怠った場合 (6)信用状態に重大な変化が生じた場合 (7)カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合 (8)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当した場合、又は次の(i)から(v)までのいずれかに該当した場合 (i)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること (ii)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (iii)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること (iv)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること (v)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること (9)自ら又は第三者を利用して、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する行為をした場合 (i)暴力的な要求行為 (ii)法的な責任を超えた不当な要求行為 (iii)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (iv)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為 (v)その他前記(i)から(iv)に準ずる行為 (10)会員又は利用者について取引時確認が完了しない場合や、会員又は利用者が取引時確認について虚偽の回答をした場合 (11)当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、前各号に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合 (12)当社の提携会社が提供する各種サービスに関する規約、約款に定める利用資格の停止又は取消事由に該当し、当該サービスに係る利用資格を停止又は取消されたとき。 (13)その他、事由の如何を問わず当社が必要であると判断したとき</p>
<p>第17条(会員資格の停止および資格の抹消)</p>	<p>新設</p>	<p>1</p>	<p>第13条(カード利用拒絶及び一時停止、会員資格の取消等) 5. 会員は、前項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カードを返還するものとします。 6. 当社は、第4項に基づき会員資格を取り消した場合、当社の提携会社にカードの無効を通知又は登録できるものとします。会員又は利用者は、この結果、当社の提携会社が各種サービスの利用資格を停止することがあることについて異議を述べることはできません。また、会員又は利用者は、当社の提携会社を通じてカードの返還を求められた場合、直ちに当該カードを返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。 7. 会員は、会員の会員資格の取消後においても、カード又は会員番号を利用し又は利用されたときは、当該使用によって生じたカード利用料金等について、全て支払いの責を負うものとします。</p>
<p>第17条(会員資格の停止および資格の抹消) 1. タイムズ24は、会員が次の各号のいずれか1つに該当した場合、何らの催告を要せずに、会員資格の停止または会員資格の抹消を行うことができるものとします。会員資格の停止または抹消を行った場合、タイムズ24は、第20条の規定に従って、その旨を会員に通知します。なお、会員資格が取消となった場合、会員は、パーク24グループに対し、タイムズビジネスカードを返却するものとします。</p>	<p>変更</p>	<p>2</p>	<p>第13条(本サービスの利用資格の停止及び取消) タイムズ24は、会員が次の各号のいずれか1つに該当した場合、何らの催告を要せずに、本サービスの利用資格の停止又は取消を行うことができるものとします。本サービスの利用資格の停止又は取消を行った場合、タイムズ24は、第16条の規定に従って、その旨を会員に通知します。なお、本サービスの利用資格が取消となった場合、会員のタイムズ法人会員の資格も同時に取消され、タイムズ24に対し、タイムズビジネスカードを返却するものとします。</p>
<p>第17条(会員資格の停止および資格の抹消)1. (9)会員または利用者が、次の(i)から(vi)までのいずれかに該当したことが判明した場合 (i)暴力団(ii)暴力団員(iii)暴力団準構成員(iv)暴力団関係企業(v)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等(vi)その他前記(i)から(v)に準ずる者 (10)会員(当該法人の役員等を含む)または利用者が、自らまたは第三者を利用して、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する行為をした場合 (i)暴力的な要求行為(ii)法的な責任を超えた不当な要求行為(iii)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為(iv)風説を流布し、偽計を用いてタイムズ24の信用を毀損しまたは、タイムズ24の業務を妨害する行為(v)その他前記(i)から(iv)に準ずる行為 (11)本ホームページの情報を改ざん・不正利用し、その他運営を故意に妨害したとき (12)利用サービスに関する規約、約款に定める会員資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスに係る会員資格を停止又は取消されたとき</p>	<p>変更</p>	<p>2</p>	<p>第13条(本サービスの利用資格の停止及び取消)1. (9)会員又は利用者が、次の(i)から(vi)までのいずれかに該当したことが判明した場合 (i)暴力団(ii)暴力団員(iii)暴力団準構成員(iv)暴力団関係企業(v)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等(vi)その他前記(i)から(v)に準ずる者 (10)会員(当該法人の役員等を含む)又は利用者が、自ら又は第三者を利用して、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する行為をした場合 (i)暴力的な要求行為(ii)法的な責任を超えた不当な要求行為(iii)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為(iv)風説を流布し、偽計を用いてタイムズ24の信用を毀損し又は、タイムズ24の業務を妨害する行為(v)その他前記(i)から(iv)に準ずる行為 (11)本ホームページの情報を改ざん・不正利用し、その他運営を故意に妨害したとき (12)タイムズ法人会員規約所定の各種サービスに関する規約、約款、契約において定めるサービス利用資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスの利用会員資格を停止又は取消されたとき</p>

<p>第18条(法人会員の退会)</p> <p>1. 会員は、随時自らの意思で退会できるものとします。</p> <p>2. 退会を希望する場合、会員は、タイムズ24に対し、所定の退会届を提出するものとします。</p> <p>3. 会員が退会した場合であっても、未決済の代金の支払義務は存続するものとします。また、前条により会員の資格が停止または抹消された場合においても同様とします。</p> <p>4. 会員は、本サービスを含む、利用サービスのすべてを退会する場合、パーク24グループに対し、タイムズビジネスカードを返却するものとします。</p>	変更	1	<p>第12条(退会)</p> <p>会員が退会する場合は、所定の届出用紙により当社に届け出るものとし、<b>当社が当該届け出を受理した時点で退会となり、以後、各種サービスの一切が利用できなくなります。</b>なお、当社が必要と認めた場合には、会員は、全カードを当社に返却し、カード利用代金等の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、退会後においても、カード<b>又は</b>会員番号を使用して生じたカード利用代金等の債務について全て支払いの責を負うものとします。</p>
<p>第18条(法人会員の退会)</p> <p>1. 会員は、随時自らの意思で退会できるものとします。</p> <p>2. 退会を希望する場合、会員は、タイムズ24に対し、所定の退会届を提出するものとします。</p> <p>3. 会員が退会した場合であっても、未決済の代金の支払義務は存続するものとします。また、前条により会員の資格が停止または抹消された場合においても同様とします。</p> <p>4. 会員は、本サービスを含む、利用サービスのすべてを退会する場合、パーク24グループに対し、タイムズビジネスカードを返却するものとします。</p>	変更	2	<p>第14条(本サービスの利用の終了)</p> <p>1. <b>本サービスの利用の終了</b>を希望する場合、会員は、タイムズ24<b>及びタイムズ法人会員サービスの運営者</b>に対し、所定の<b>終了届</b>を提出するものとします。</p> <p>2. 会員が<b>本サービスの利用を終了</b>した場合であっても、本サービスに係る未決済の代金の支払義務は存続するものとします。また、前条により会員の<b>本サービスの利用</b>資格が停止<b>又は</b>取消された場合においても同様とします。</p>
<p>第19条(運営の停止)</p> <p>タイムズ24は、会員の承諾なしに、会員に対して通知することにより、または本ホームページにその旨告知することにより、本ホームページの運営または、本サービスの提供を含む本ホームページの全部または一部を中止することができるものとします。</p>	変更	2	<p>第15条(運営の停止)</p> <p>タイムズ24は、会員の承諾なしに、会員に対して通知することにより、又は本ホームページにその旨告知することにより、本ホームページの運営又は、本サービスの提供を含む本ホームページの全部又は一部を中止することができるものとします。</p>
<p>第20条(通知)</p> <p>1. タイムズ24の会員に対する通知は、会員がタイムズ24に届け出た電話番号、カード管理担当者の電子メールアドレス、所在地への書面による郵送、又は本ホームページへの掲載のいずれかによるものとし、通知の効果は、各々の通知の発信時に生じるものとします。</p> <p>2. 前項の規定は、会員が、電話番号、電子メールアドレス、所在地等の変更の届け出を怠り、又は会員の利用する電子メールシステムの不良等、タイムズ24の責に帰すべからざる事由によって通知が到達しなかった場合においても適用されるものとします。</p>	変更	1	<p>第16条(通知)</p> <p>1. <b>会員</b>は、会員の都合によりカード機能を停止又は制限しようとする場合には、その旨を所定の様式に基づいて直ちに当社及び該当の<b>各種サービス</b>を提供する当社の提携会社に通知するものとします。この場合、当社又は当社の提携会社より特段の指示があれば、その指示に従って適切な措置を講じなければならないものとします。</p> <p>2. <b>当社又は当社の提携会社は、前項の事由により会員に発生した損害について一切責任を負わないものとします。</b></p>
<p>第20条(通知)</p> <p>1. タイムズ24の会員に対する通知は、会員がタイムズ24に届け出た電話番号、カード管理担当者の電子メールアドレス、所在地への書面による郵送、又は本ホームページへの掲載のいずれかによるものとし、通知の効果は、各々の通知の発信時に生じるものとします。</p>	変更	2	<p>第16条(通知)</p> <p>1. タイムズ24の会員に対する通知は、会員がタイムズ24に届け出た電話番号、<b>管理担当者</b>の電子メールアドレス、所在地への書面による郵送、又は本ホームページへの掲載のいずれかによるものとし、通知の効果は、各々の通知の発信時に生じるものとします。</p>
<p>第21条(駐車場利用約款)</p> <p>本規約に定めなき事項や、時間貸駐車場タイムズ利用に当たっての諸条件は、時間貸駐車場タイムズに掲示し、タイムズ24ホームページ(<a href="http://www.times-info.net/">http://www.times-info.net/</a>)上に記載した「駐車場利用約款」記載の条件、並びに、当該駐車場毎に別途掲示する「管理規程」記載の条件に従うものとします。</p>	変更	2	<p>第18条(駐車場利用約款)</p> <p>本規約に定めなき事項や、時間貸駐車場タイムズ利用に当たっての諸条件は、時間貸駐車場タイムズに掲示し、タイムズ24<b>駐車場検索</b>ホームページ(<a href="http://www.times-info.net/">http://www.times-info.net/</a>)上に記載した「駐車場利用約款」記載の条件、並びに、当該駐車場毎に別途掲示する「管理規程」記載の条件に従うものとします。</p>
<p>第22条(合意管轄裁判所)</p> <p>会員とタイムズ24との間で本入会契約(本規約を含む)に関連して訴訟の必要が生じた場合、タイムズ24の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。</p>	変更	1	<p>第21条(合意管轄裁判所)</p> <p>会員または利用者と<b>当社</b>との間で訴訟の必要が生じた場合、<b>当社</b>の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第22条(合意管轄裁判所)</p> <p>会員とタイムズ24との間で本入会契約(本規約を含む)に関連して訴訟の必要が生じた場合、タイムズ24の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。</p>	変更	2	<p>第19条(合意管轄裁判所)</p> <p>会員とタイムズ24との間で本入会契約(本規約を含む)に関連して訴訟の必要が生じた場合、タイムズ24の本店所在地を管轄する簡易裁判所<b>又は</b>地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第23条(準拠法)</p> <p>本入会契約(本規約を含む。)の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。</p>	変更	1	<p>第23条(準拠法)</p> <p><b>会員、利用者</b>と<b>当社</b>との<b>本規約に係る準拠法</b>は、すべて日本法が適用されるものとします。</p>
<p>タイムズビジネスカード会員利用規約[追加規約]</p> <p>第1条(定義)1. 本規約は、タイムズビジネスカード会員利用規約(以下「基本規約」といいます。)の追加規約として、タイムズモビリティネットワークス株式会社(以下「タイムズモビリティネットワークス」といいます。)を経由して本サービスに入会した会員に対して適用されるものとします。なお、本規約で使用する用語の定義は、本規約で特に定義する場合を除き、基本規約の定義によるものとします。</p>	変更	1	<p>債権譲渡特約第1条(定義)</p> <p>本規約は、<b>タイムズ法人会員規約</b>(以下「基本規約」といいます。)の追加規約として、タイムズモビリティネットワークス株式会社(以下「タイムズモビリティネットワークス」といいます。)を経由して本サービスに入会した会員に対して<b>のみ</b>適用されるものとします。なお、本規約で使用する用語の定義は、本規約で特に定義する場合を除き、基本規約の定義によるものとします。</p>

<p>タイムズビジネスカード会員利用規約 [追加規約] 第2条(利用代金の支払方法) 1. タイムズ24は、当月における会員の駐車場の利用記録(以下「駐車場利用記録」といいます。)を集計し、タイムズモビリティネットワークスに対し、駐車場利用記録及び駐車場利用記録に基づく会員の駐車場利用代金のデータ(以下「駐車場利用料金データ」といいます。)を送付します。 2. 前項の駐車料金利用料金データをタイムズモビリティネットワークスが受領すると同時に、タイムズ24が会員に対して有する当該月の駐車場利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。 3. タイムズモビリティネットワークスは、駐車場利用料金データに基づき、会員に対し、駐車場利用代金の請求を行うものとし、会員は、かかる請求に従い、タイムズモビリティネットワークスに対し、タイムズモビリティネットワークスの指定する方法により駐車場利用代金を支払うものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月の駐車場利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。 4. 会員は、会員の駐車場利用記録及び駐車場利用料金データがタイムズモビリティネットワークスに送付されること、及びタイムズ24の会員に対する駐車場利用料金請求権がタイムズモビリティネットワークスに譲渡されることを承諾します。 5. タイムズモビリティネットワークスより請求を受けた駐車場利用料金に関し紛議が生じ、会員がタイムズモビリティネットワークスに対する駐車場利用代金の支払いを拒絶し、又は滞らせた場合、タイムズモビリティネットワークスはその旨を直ちにタイムズ24に通知するものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月の駐車場利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。 6. 前項の場合、タイムズモビリティネットワークスは、紛議の対象となった駐車場利用料金請求権をタイムズ24に返還し、会員とタイムズ24で当該紛議を解決するものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月の駐車場利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。</p>	変更	1	<p>債権譲渡特約第2条(利用代金の支払方法) 1. タイムズ24は、各種サービスのうち、タイムズ24が提供するタイムズ駐車場利用料金決済サービス及びタイムズカープラス(以下「対象サービス」といいます。)の利用記録(以下「利用記録」といいます。)を集計し、タイムズモビリティネットワークスに対し、利用記録及び利用記録に基づく会員の対象サービス利用代金のデータ(以下「利用料金データ」といいます。)を送付します。 2. 前項の利用料金データをタイムズモビリティネットワークスが受領すると同時に、タイムズ24が会員に対して有する当該月の利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。 3. タイムズモビリティネットワークスは、利用料金データに基づき、会員に対し、利用代金の請求を行うものとし、会員は、かかる請求に従い、タイムズモビリティネットワークスに対し、タイムズモビリティネットワークスの指定する方法により利用代金を支払うものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月の利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。 4. 会員は、会員の利用記録及び利用料金データがタイムズモビリティネットワークスに送付されること、及びタイムズ24の会員に対する利用料金請求権がタイムズモビリティネットワークスに譲渡されることを承諾します。 5. タイムズモビリティネットワークスより請求を受けた利用料金に関し紛議が生じ、会員がタイムズモビリティネットワークスに対する利用代金の支払いを拒絶し、又は滞らせた場合、タイムズモビリティネットワークスはその旨を直ちにタイムズ24に通知するものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月の利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。 6. 前項の場合、タイムズモビリティネットワークスは、紛議の対象となった利用料金請求権をタイムズ24に返還し、会員とタイムズ24で当該紛議を解決するものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月の利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。</p>
なし	新設	1	<p>第7条(サービス利用料金債務) 会員は、会員に対して貸与されたすべてのカード(以下「全カード」といいます)を使用した各種サービスの利用に基づく債務及び本規約に基づく一切の債務について支払いの責を負うものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。</p>
なし	新設	1	<p>第9条(支払金等の充当) 会員が支払った金額が、本規約その他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員へ通知することなく、当社が適当と認める順序、方法にていずれの債務に充当しても、会員は異議を述べないものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。</p>
なし	新設	1	<p>第10条(費用の負担) 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。</p>
なし	新設	1	<p>第11条(立替払い債権譲渡の承諾等) 1. 会員は、カード利用による取引の結果生じた当社の提携会社の会員に対する債権について、当社と当社の提携会社との契約に従い、当該提携会社から当社に債権譲渡すること、又は、当社が当該提携会社から立替払いすること(この場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)に予め異議なく承諾するものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。 2. カードの利用による取引上の紛議は会員と当社の提携会社とにおいて解決するものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。また、カードの利用により当社の提携会社と取引した後に提携会社との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。 3. 会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、各種サービスの利用状況その他の取引の明細及びそれらに関連する情報を、当社から提携会社に開示されること、及び提携会社から当社に開示されることを承諾するものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。 4. 当社は、第1項に基づく債権譲渡のほか、当社の提携会社が各種サービス以外の取引に基づき会員に対して有する金銭債権についても、当社の提携会社より譲り受けることができ、会員は、当社が譲り受けた金銭債権と、当社または当社の提携会社が各種カードサービスその他の取引に基づき会員に対して有する金銭債務をいつでも相殺することができることを予め異議なく承諾するものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。</p>
なし	新設	1	<p>第14条(期限の利益の喪失) 1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務及び各種サービスの利用に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。 (1) 仮差押、差押、競売の申請、破産若しくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき (2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき (3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき (4) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合 2. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務及び各種サービスの利用に基づく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。 (1) 当社が所有権留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき (3) その他信用状態が悪化したとき (4) 会員が会員資格を取り消された場合 3. 会員は、前2項の債務を支払う場合には、当社の指定する口座に送金して支払うものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。但し、当社が別途支払い方法を指定する場合は、当該指定の方法に従うものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。</p>
なし	新設	1	<p>第18条(カードの再発行) 会員がカードを紛失・盗難等した場合に、当社所定の届けを提出し、当社が適当と認めた場合は、当社はカードを再発行するものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。この場合、会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとし、タイムズ24が会員に対して有する当該月のサービス利用料金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。</p>



なし	新設	1	<p>第19条(届出事項の変更等)</p> <p>1. 会員は当社に届け出た利用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、その他の項目(以下総称して「届出事項」といいます)等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関又は当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、電話等の当社が適当と認める方法により届け出ることできます。</p> <p>2. 前項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報又はその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。</p> <p>3. 第1項の届出がないために当社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、第1項の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。</p> <p>4. 会員又は利用者が第13条第4項第8号又は第9号に該当すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員及び利用者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員及び利用者は、これに応じるものとします。</p>
なし	新設	1	<p>第24条(運営者の変更)</p> <p>当社は、本サービスの水準が維持されることを条件に、ホームページへの掲載その他当社が適切と判断する方法で告知することにより、本サービスの運営者たる地位の全部又は一部を、当社からパーク24グループ各社(<a href="http://www.park24.co.jp/company/group.html">http://www.park24.co.jp/company/group.html</a>)のいずれかに承継させることができるものとします。この場合には会員の個人情報を含む会員情報が当社から新たな運営者に承継されることについて、会員は予め承諾するものとします。</p>
なし	新設	2	<p>第21条(運営者の変更)</p> <p>タイムズ24は、本サービスの水準が維持されることを条件に、本ホームページへの掲載その他タイムズ24が適切と判断する方法で告知することにより、本サービスの運営者たる地位の全部又は一部を、タイムズ24からパーク24グループ各社のいずれかに承継させることができるものとします。この場合には会員の個人情報を含む会員情報がタイムズ24から新たな運営者に承継されることについて、会員は予め承諾するものとします。</p>
なし	新設	2	<p>第7条(相殺)</p> <p>タイムズ24は、本規約その他の取引に基づき会員に対し金銭債務を負担するときは、会員がタイムズ24に対し負担する本サービス利用料その他の金銭債務といつでも相殺することができるものとします。</p>